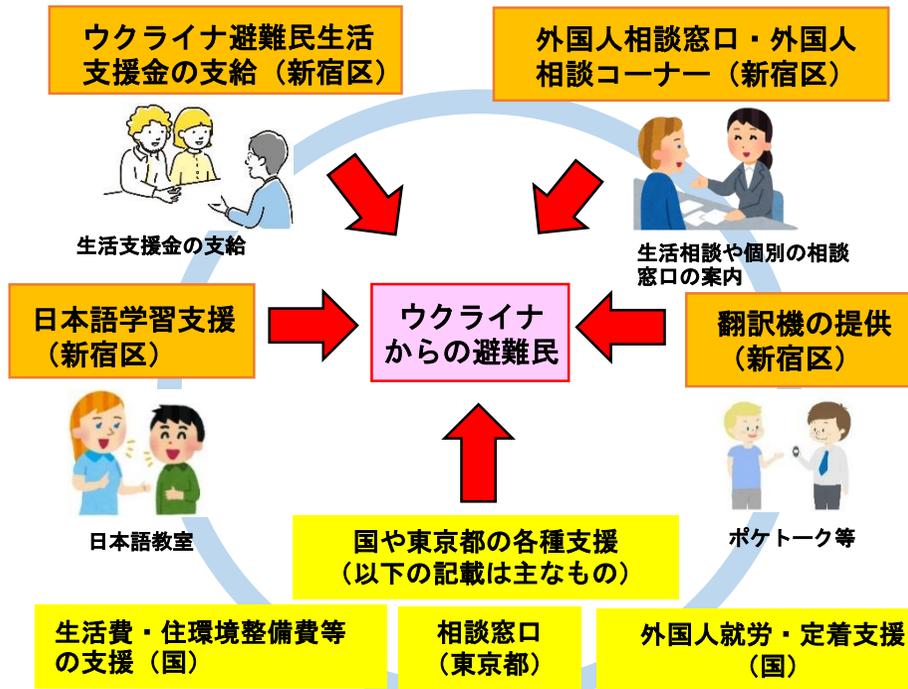


# ウクライナからの避難民への生活支援等

区では、ウクライナからの避難民の方々の生活を支援するため、生活支援金を支給します。

その他、避難民の方々が安心して生活を送れるよう、国や東京都と連携しながら個々の相談内容に応じた支援窓口等を案内します。

## <支援のイメージ図>



## 新宿区における支援

### 1. ウクライナ避難民生活支援金

#### ○対象

ウクライナから避難のため来日し、生活支援を必要としている新宿区に住民登録したウクライナ国民

#### ○支給金額

1人につき、月額5万円

※他の支援を受けるまで、最大3か月

### 2. 相談窓口

○区役所本庁舎1階

○しんじゅく多文化共生プラザ

外国人相談窓口

外国人相談コーナー

(歌舞伎町2-44-1ハイジア11階)

### 3. 日本語学習支援

新宿区が開催する日本語教室「日本語ひろば」等で日本語学習支援を実施します。

### 4. 翻訳機の提供

ウクライナから避難のため来日したウクライナ国民で、翻訳機を必要としている方に翻訳機を提供します。